３　指導の重点

（１）各教科、特別の教科　道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

ア　各教科

(ｱ) 各教科の目標に基づき、児童が各教科、領域、単元の見方・考え方を働かせ、どのような力が身に付くのかを理解した上で、主体的に学習に取り組める授業を展開する。一人ひとり異なる実態や興味・関心に応じた学習活動を行ったり、学習課題を解決したりするために、デジタル学習基盤を最大限に活用して、自己調整力を発揮しながら学びに向かう姿を育成する。

(ｲ) 教員が学習指導と学習評価について正しく理解し、学習改善と授業改善に生かす。また、学習指導と学習評価をカリキュラム・マネジメントの根幹として捉え、組織的な授業改善につなげる。そのことにより、教員一人ひとりが授業力、指導力を向上させる。

(ｳ) 学校の教育目標を達成するための資質・能力である「問題発見・解決能力」や「自己調整力」の育成のために、各教科等において、「見通し」→「活動」→「振り返り」の流れや自分に合った学び方を選択することを意図的に取り入れた授業を行う。

(ｴ) 個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、学びのための土台となる学習規律等について「鷹南スタンダード（学習のスタンダード)」を有効活用し、９年間の連続性と系統性をもって育成する。また、画一的ではなく誰もが主体的な学びを確立できるよう「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。各学年に見合った自己調整力を発揮しながら、自ら学べるよう家庭と連携しながら望ましい学習習慣等の定着を図る。

(ｵ) 「東京方式　ガイドライン」に基づいた習熟度別算数指導において、「習熟度の適切な把握」「学習集団の適切な編成」「推進計画の作成」「推進委員会の設置」等を実施すると共に、個々の問いから協働的な学びの必然性を生み、主体的に問題解決する力を育成する。また、朝学習に「ドリルタイム」を設け、「みたか地域未来塾」と合わせて基礎基本の徹底のため「東京ベーシック・ドリル」の意図的な活用をする。

(ｶ) 生活科での直接交流活動を中心に行う本校のスタート・カリキュラムについて、幼保小学童連絡協議会で検討し、学校生活を円滑にスタートできるようにする。

(ｷ) 幼保小学童連絡協議会の具体的な取り組みとして、学校行事への参加や生活科で行う昔遊びの交流活動等、教育的価値を幼保小の教職員が共通理解し、実施する。

(ｸ) 小・中相互乗り入れ授業や一部教科担任制により、多面的に個々の児童をとらえ、児童理解を充実させることで授業の質の向上を図るとともに個の力を伸ばす。

(ｹ) 学園研究、国語や数学、教育支援の小・中乗り入れ授業、小・中の交流活動等を通し、中学校の専門的な指導方法を学び、授業の改善・充実を行う。

(ｺ) デジタル・シティズンシップ教育も推進する中で、「自己調整力」を育成する。具体的な取組を通して、デジタルの利益とリスクを理解し、効果的な活用やその振り返りをするなど、よりよい選択や行動ができる市民になるための力を発達段階に合わせて育成する。

イ　道徳（特別の教科　道徳）

(ｱ) 道徳教育推進教師を中心に、教科書を使用した「考え、議論する道徳」を推進する。互いに授業を見せ合ったり、学年の実態に応じて交換授業を行ったりすることで、教員の授業力を向上させ、道徳の時間を中心に全教育活動を通じて児童の道徳性を高める。また、学校の実態に応じて、全体計画や年間指導計画を見直し、改善・充実を図る。

(ｲ) 授業公開や道徳授業地区公開講座を活用し、保護者・地域に道徳教育への理解を深める。小・中学校９年間を見通した授業や家庭や地域と連携した道徳教育を推進し、子どもたちの公徳心などを育む。

(ｳ) いじめに関する授業を年３回以上行い、全ての児童に対して「いじめは絶対に許されない行為」であることを指導する。また、各教科や特別活動など日常の授業においても、児童が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定し、いじめを許さない指導・生み出さない指

導の充実を図る。公共心や規範意識などの社会性を育むとともに、いじめに関する問題を多面的・多角的にとらえ、自分事として考えられるようにする。

(ｴ) 日常生活の中で、積極的にデジタル機器を利活用するとともに、道徳の時間の中で「何が適切で責任ある行動か」を自分たちで考えられるようにする。また、「ＧＩＧＡワークブックとうきょう」等を活用し、情報モラルや人権に関する内容を扱い、「相手の気持ち」や「情報の真偽」など、情報モラルに関わる内容を扱っていく。

(ｵ) 「三鷹市平和の日」の設定に伴う１１月の「平和教育月間」において、平和教育の充実を図る。戦争や平和に関する道徳の授業を国語や社会科等と関連付けるなど、教科横断的な活動を通して、児童一人ひとりに恒久的な平和を追求する意識を醸成する。

ウ　外国語活動・外国語教育

(ｱ) 学習指導要領及び「鷹南版小・中一貫カリキュラム」を踏まえ、年間指導計画の改善・充実を図るとともに、学園研究を通して、中学校の英語教員と連携し、小・中一貫の視点から指導改善を行う。低学年では外国語に「親しむ」、中学年からは、外国語活動として「聞くこと」「話すこと」を中心に、高学年では、外国語として発展的に「読むこと」「書くこと」を指導の視点として捉え、コミュニケーションの素地となる力を身に付ける。

(ｲ) 担任や講師を主たる指導者として、ＡＬＴや白百合女子大学英文学科の学生との連携しながら、実際に会話する機会を通し、スピーキング力の向上を図る。そのために、外国文化を紹介してもらったり、発音のモデルとなってもらったりといったＡＬＴを効果的に活用し、児童が進んで会話したくなるような授業を展開する。

(ｳ) 低学年では、学校裁量で活用できる時間の中で各学年１５時間実施する。また、「三鷹市小・中一貫カリキュラム」や配布された資料教材を活用し外国語に親しむ力を身に付ける。

(ｴ) 中学年では、文部科学省作成の「Let’ｓ try」を活用し、「聞く」「話す」「やり取りする力」を身に付ける。

(ｵ) 高学年では、教科書を活用して中学校の英語に円滑に接続させ、小・中一貫の観点から系統的な外国語教育の一層の充実を図る。また、パフォーマンス評価を取り入れたパフォーマンスチャレンジを学期に１回、第五中学校と同様の方法で行い、適切な評価を行いながら児童の英語力を身に付ける。

(ｶ) 「外国語の機会の創出事業（東京都教育委員会)」や「三鷹ＧＬＯＢＡＬ　ＦＵＴＵＲＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ（ＧＦＰ)」、校外学習（ＴＯＫＹＯ　ＧＬＯＢＡＬ　ＧＡＴＥＷＡＹ）等を活用し、実際の場で会話する機会を設け、「聞く」「話す」の実践的な力の育成を図る。

(ｷ) 児童の資質・能力を育成するために、中学校英語教員の専門的な指導方法を共有したり、小学校教員が中学校の英語の授業を参観したりする等、学園での系統的な指導を行う。

エ　総合的な学習の時間

(ｱ) 学習指導要領及び「鷹南版小・中一貫カリキュラム」の作成・検証を踏まえ、「課題を発見し、設定する」「解決の方法や手順を考え、見通しをもって計画を立てる」「多様な情報を収集し、整理・分析する」「明らかになった考えや意見をまとめ、表現する」等、探究の過程が繰り返される単元を設定する。

(ｲ) 学園の小・中の連続性に重点をおいた９年間のキャリア・アントレプレナーシップ教育、三鷹地域学習、デジタル・シティズンシップ教育を実践する。キャリア・アントレプレナーシップ教育では、「問題の明確化」→「計画」→「実行」→「外部評価」→「再実行」→「まとめ」等の探究的な学習を行う。また、スクール・コミュニティ発展の視点から、小・小交流や小・中交流、地域人財・地域資源と連携しながら、児童が自己の将来とのつながりを見通して学び、社会に関わろうとする態度を育成する。

(ｳ) 中学年では、コミュニティ・スクール委員会と協働して行う単元「鷹南学園の魅力」を用いて、異なる多様な他者と共に主体的に課題を解決しようとする学習を行い、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」を育成する。また、コミュニティ・スクール委員会をはじめとした地域等の人財の協力を得て、家庭や地域社会と関わりながら、人間力・社会力を育成する。

(ｴ) 長期休業等において、学校外での探究的な学習活動を「４時間」設定する。地域との連携も行いながら効果的に進め、他者と協働しながら主体的に課題解する力を育てる。

オ　特別活動

(ｱ) 特別活動年間計画に基づき、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせながら様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む。各教科で培った力を、特別活動の場（児童会活動、クラブ活動、学級会活動、学校行事）で活用できるようにし、互いのよさや可能性を認め合いながら、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、協力してよりよい学校生活を築こうとする望ましい実践的態度を育てる。また、各教科で身に付けた力を計画的に生かすことができるよう、カリキュラム・マネジメントに基づいた計画を立案し、実施していく。

(ｲ) 学級や学校における生活上の諸問題の解決や、学校独自の文化的な取組（東台まつり）を学級会活動中心で行い、自らの生活づくりに参画してこうとする自主的、実践的な態度や生活態度を育てるとともに、一人ひとりが互いに大切にされる人間関係を築こうとする意識を育成するなど、安心できる集団作りを進める。

(ｳ) 学園での児童・生徒会交流、中学校授業見学・部活動体験、縦割り班活動等を継続し、集団活動や勤労生産・奉仕的活動を一層充実させ、豊かな人間力を育成する。また、中１ギャップを解消し、学校生活に円滑に適応できるよう、小学校第６学年担任と中学校教員が情報共有しながら、ガイダンスとカウンセリング機能の充実を図る。

(ｴ) 体育的行事である運動会を２学期に設定し、児童会活動による、スローガンから当日の進行まで児童が主体的に行う。一人ひとりが自分の役割、めあてをもって一体化した体験的な学習により個性と協調性、粘り強く取り組む力を育成する。

(ｵ) 学芸的行事である展覧会を２学期に設定し、児童会活動による、スローガンから当日の進行まで児童が主体的に行う。表現力と互いによさを認めあう心を育成する。

(ｶ) 「キャリア・パスポート」を活用し、学校や家庭、地域における学習や生活の目標や見通しを立て、学んだことを振り返りながら、自分のよさやできるようになったことに気付く。変化や成長を自己評価するとともに、新たな学習や生活に対してより良い行動ができるための自己調整力を育んだり、将来の生き方を考えようとしたりするなど、主体的に学校生活を送れる態度を養えるようにする。

(ｷ) クラブ活動では、同じ愛好心をもった仲間と共に文化を生産的、創造的に楽しめるように児童の主体的な運営を行う。

(ｸ) 「ＳＯＳの出し方に関する教育」に係るＤＶＤ教材を活用した授業を、第５・６学年において、夏季休業日に入る前までに実施する。必要に応じてその他の学年でも実施する。

（２）特色ある教育活動

(ｱ) 校内あいさつ運動や廊下歩行などの生活指導上の課題について、生活指導部を中心に対応に当たる。また、定期的に校内委員会を開催し、教育支援やいじめ、不登校傾向の児童に対する組織的な支援の仕方や対応方法を検討する。様々な困り感をもった児童だけでなく全ての児童に向けたユニバーサルデザインを用いた環境や授業を行うことや通常級と教育支援学級との交流を充実し、共生社会の形成に向けた、豊かな人間性の育成と社会性の向上を図る。

(ｲ) 基礎・基本の定着を図るため、朝のドリルタイムや重点期間を設けた放課後ドリルタイム、みたか地域未来塾を推進する。

(ｳ) コミュニティ・スクール委員会の協力を得て、保護者・地域の人財と積極的に連携し、学力向上のための授業改善、個別最適な学び、体験学習を充実させる。

(ｴ) スクール・コミュニティを目指し、縦割り班活動（フレンズ）や小・小交流、小・中交流を進める。地域が協力的であることや、２つの小学校の距離が近いという鷹南学園の強みを生かし、学園内の児童・生徒・教職員の関わりを深めるとともに、地域との交流を通して、地域に根差し、地域を愛する豊かな心を育む。

(ｵ) 学校３部制の第２部の実現を目指し、学童保育所や地域子どもクラブ(くすのきっず)と連携を図り、放課後、どの児童にも意義ある体験的な活動ができるような場を提供し、人間力・社会力を育む。

(ｶ) オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして国際理解教育を深めるとともに、外国語教育の充実を図るため、国際交流授業プログラム（ＩＣＣＰ）を行う。白百合女子大学英文学科生と協働して行う。伝えたいことを考えるとともに、他言語で表現する活動を通し、社会で自分の考え・意思を表現できる力を育成する。

(ｷ) 地域人財の協力を得て、有志参加による課外クラブ活動としての「金管バンド」の活動を充実させる。地域・保護者への発表とともに、東京都管楽器演奏会等に参加することによって、表現する喜び、目標に向かって努力する姿勢を身に付ける。

（３）生活指導・進路指導

ア　生活指導

(ｱ) 児童が安全して登校し、安心して学校へ通わせられるようするため、生活指導の「挨拶、安全、集まり、後始末」を徹底するとともに、「東台小のやくそく」「ＳＮＳ学校ルール」を守ることで「安全・安心で快適な学校生活」を送れるようにする。

(ｲ) 「生活指導校内委員会」「いじめ防止・不登校対策校内委員会」「教育支援校内委員会」を統合し、「校内委員会」とする。配慮の必要な児童について、学校生活や家庭での人間関係や抱える課題を共有し、一人ひとりに適切な支援について協議し、組織的に対応する。実施については、月１回を基本に行う。

(ｳ) 職員夕会を活用し、生活指導上の指導事案や校内委員会で出された児童情報や全体に周知する必要のある児童に関する情報を即時に周知できるようにする。組織的に児童一人ひとりを見守り、多面的に分析することで、少しの変化も見逃さないようにする。

(ｴ) 「あいさつ指導」に対しては、「特別の教科　道徳」の授業等を通して、その大切さを理解できるようにするとともに、全教職員が組織的に範を示すことで、児童自ら行おうとする意識を涵養する。また、「いじめ防止の指導」に関しては、校内委員会等を有効活用し、組織的な認知率、解消率を向上させるとともに、地域・保護者と一体となって取り組む。

(ｵ) 日常の学級指導を基本としながら、「ふれあい月間」などの定期的な取組で、児童アンケートの聞き取り、各種調査やチェックシート、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応に向け、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」などを踏まえ、小・中学校９年間を通し、学校・家庭・地域が一体となって取り組む。

(ｶ) 小・中９年間で身に付けるべき生活指導項目を具体的に示し、学園全体で徹底する。特に、小・中一貫生活指導の内容を基盤に、教員全体で重点的指導内容の共通化を図る。中でも、返事、目を見て自分からする挨拶、言葉遣い、身の回りの整理整頓などについて繰り返して指導し、望ましい基本的生活習慣を身に付ける。

(ｷ) 「ＳＮＳ学校ルール」について、年度当初に児童・保護者に伝え、徹底を図るとともに、電気通信事業者や警察等と連携しながら、ＳＮＳの使い方や犯罪被害防止のための「セーフティ教室」を実施する。また、第６学年においては、学校薬剤師等による「薬物乱用防止教室」を実施する。

(ｸ) 交通安全について、危険な場所に注意を向けられるなど、事故から自らの命を守ろうとする態度や能力を身に付けられるよう「三鷹市地域安全マップ」や「三鷹市ヒヤリハット体験マップ

２０２５」等を活用し、毎月の安全指導に適切に配置して指導を行う。

(ｹ) 「ＳＯＳの出し方に関する教育」に係るＤＶＤ教材を活用した授業を実施し、援助希求行動として信頼できる大人に複数相談することの大切さを指導するなど、自殺予防教育の充実を図る。

(ｺ) 長期欠席したり不登校の状況が見られたりする児童に対して、校内委員会で情報を共有して組織的に適切な指導・支援等を行うとともに、登校支援シートを活用し、適応支援教室「A-Ｒｏｏｍ」等の関係機関との連携の充実を図り、きめ細かく対応・指導していく。また、学習を保障するために、１人１台の学習用タブレット端末を最大限の活用を図る。

(ｻ) 学園の生活指導部を通して、小・中学校で取り組むべき指導内容・方法を明確にして情報交換を行う。スクールカウンセラーや市の教育相談、子ども家庭支援センター、三鷹警察、民生児童委員等関係諸機関等と連携し、児童・生徒の課題解決に取り組む。また、教育相談的な機能を一層充実させ、児童の心身の安定を図るとともに保護者への支援体制を強化する。

(ｼ) 代表委員会などを活用し、「東台小のやくそく」の見直しや改善するために話し合うなど、学校生活の改善に向けた意見を表せる機会を設ける。

イ　生き方・進路指導

(ｱ) ９年間を見通した指導計画のもと計画的かつ継続的な生き方学習・進路指導を行う。また、学園で実施されるすべての教育活動に位置付けて、児童に自己有用感をもたせ、進んで人とかかわり、夢や希望をもって生き抜く力の育成に努める。

(ｲ) コミュニティ・スクール委員会と協働し、キャリア・アントレプレナーシップ教育と関連付けた小・小連携や小・中一貫での学習を行い、地域の特色を生かした授業づくりを行う。全学年の児童が自己理解を深め、他者との人間関係を構築し、将来に向けたキャリア形成能力を高め、創造性と自主自立の精神、チャレンジ精神を育む。

(ｳ) 生活習慣の向上や心身の健康に向けた自己管理に努めるとともに、心の不安や悩みに対処したり、ＳＯＳを発信したりすることができるなど、心身ともに健康な児童を育てる。

（４）教育支援

ア　「校内委員会」を中心に、障がいの有無にかかわらず、通常の学級を含むすべての学級において、児童一人ひとりの実態や課題を見極め、組織的に、それぞれのニーズに適した支援を行う。また、教員が情報を共有し、個々の児童の状況を正確に把握できるよう、デジタル機器を活用した管理を行う。

イ　第五中学校の教育支援学級（固定制）担任が教育支援学級（くすの木学級）に乗り入れ授業をすることで、指導の充実を図り、児童理解、支援の方法を深め、共有していく。また、全ての児童に向けたユニバーサルデザインを用いた環境や授業づくりを進め、学力の充実を図る。

ウ　校内通級教室については、三鷹市校内通級教室実施方針に基づき、障がいによる学習上又は、生活上の課題克服を目的とし、教育支援コーディネーターを中心に教職員が校内通級教室についての理解を深める。また、学園内で校内通級教室の担当教員や特別支援教室専門員との連携を強化しながらより円滑で効果的な校内通級教室の運営に取り組む。

エ　小・中教員の共通理解のもとに、「三鷹市教育支援プラン２０２７」に基づき、学園として共通した形式の個別指導計画と個別の教育支援計画を作成する。実態に応じた目標設定や指導と評価を一体化させることで、指導と支援の充実を図る。

オ　学校行事や交流給食などを通し、多様性を尊重する態度の育成や支援学級の児童との交流及び共同学習を重視し、インクルーシブ教育の推進を図る。

カ　学校便り等により、地域・保護者への啓発活動に取り組んだり、副籍事業や交流および共同学習等の活動を工夫したりして、教育支援教育についての理解と協力を深め、関係諸機関との連携を強化して取り組む。

キ　在籍学級担任と巡回指導教員や特別支援教室専門員が学級での状況や指導の様子について適

宜情報共有し、日々の指導方法の改善を図ったり、個別指導計画の見直しにつなげたりする。

（５）体力・運動能力向上

ア　東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を踏まえ、意図的な体育的活動を推進する。結果から課題となった能力を向上させるため、体育科の授業改善や家庭・地域との連携、運動・生活習慣の改善、体育的行事等を充実させる。また、中学校体育科教員の専門的な指導を活用し、授業力向上を図る。

イ　オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして、体験活動を積極的に活用し、「スポーツ志向」を育む。

ウ　朝遊びの推奨や中休みの外遊びの励行、児童会活動による児童が中心となって運営する活動等、運動する場や時間を確保するとともに、食事、睡眠の向上を意図した指導を行うことで体力の向上を図る。

エ　給食の時間を「食育の時間」として位置付け、発達段階に応じた食の大切さの指導を行うことで食の指導を充実させ健康、体力を増進させる。特に免疫力を高めるための食事について学年の発達段階に応じた指導を実現する。

オ　健康・体力づくり及び体育科授業改善を図るために、体育部が中心となり、定期的に体育通信を発行するなど、ＯＪＴを活用した教員研修を行う。

（６）その他

ア　人権教育

(ｱ)「学校いじめ防止基本方針」や「いじめの定義」について全教職員が十分に理解し、様々な人権課題やいじめ問題は絶対に許さないという強い信念のもと、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神力を育めるよう、計画的に人権教育に取り組み、人権尊重の理念が浸透するようにする。

(ｲ)人権教育の全体計画や年間指導計画の整備を推進し、人権教育プログラム等を活用し、児童が人権尊重の理念を正しく理解できるようにする。計画的に人権教育を推進し、人権尊重の理念が浸透するように指導し、社会に貢献しようとする精神力を育む。

(ｳ)児童・生徒が大切にされ、安心できる環境の中で、多様な個性を尊重し、自分も相手も大切にしながら、よりよく生きていこうとする態度や規範意識、義務や責任を果たそうとする態度を育む。また、いじめやネットモラルに関する正しい知識をもち、豊かな人権感覚、思いやりの心を育てる。

イ　幼・保・小・学童との連携

幼稚園・保育園と小学校との架け橋プログラムとして、生活科での１年生との交流や学校行事の見学や幼・保・小・学童の教員による情報交換会を行うことにより、スタート・カリキュラムの作成に生かし、入学後の円滑な接続を図る。

ウ　防災・安全教育

(ｱ)児童・生徒の安心・安全な生活を保障するという観点から、小・中一貫の防災教育の在り方を検討し、指導計画の検討・改善を行う。

(ｲ)災害発生時等の緊急事態対応について、計画的・継続的な指導を行うとともに、保護者・地域・関係諸機関等との連携のもとに確実に対応できる体制を整え、行動できるようにする。年度初めに学園合同で引き渡し訓練を行い、新年度の早い段階で実際の災害を想定した対応ができるようにする。

(ｳ)地震、火災などの緊急事態に対応できるよう、計画的な安全指導と多様な場面を想定した避難訓練・対応訓練を行い、安全教育プログラムや「防災ノート」「東京マイ・タイムライン」等を活用して、危機対応の実践力を育むことができるようにする。

(ｴ)第６学年体育科の年間指導計画に「薬物乱用防止教室」を位置付け、外部講師を有効活用するなど、児童に「使ってはいけない薬」の存在を理解させるとともに、将来にわたって自らの健康を害する薬物との関係をもたないという気持ちをもたせる。

エ　食育

(ｱ)給食の時間を「食育の時間」と位置付け、健康・安全という観点から、食育の全体計画に基づいた指導に関係諸機関と連携して取り組む。保健・給食担当や栄養士を中心に、トウモロコシの皮むきなどの体験活動や献立紹介、「すこやか調べ」などの給食委員会による活動を行い、児童の食の意識を高める。

(ｲ)食育の全体計画に基づき、児童のアレルギーに対する知識や関心も高め、自ら安全を守る態度を育てていく。アレルギー対応については、食物アレルギー対策委員会を核に、保護者との連携をより密にし、個別献立表の確実な確認、調理師と担任の直接の除去食受け渡しなど事故の未然防止を徹底する。また、具体的な事例を踏まえた食物アレルギー対応研修を実施し、児童の安全を守る。

オ　環境教育

(ｱ)各教科における指導や総合的な学習の時間の「農園活動」、給食指導での食について扱う指導を、各学年に計画的に位置付け、横断的に指導する。

(ｲ)児童が身の回りの環境に対する実感をもって理解し、行動できるよう、地域人財や関係機関との連携を図り、実践的、体験的な活動を取り入れるようにする。

カ　主権者教育の充実

(ｱ)社会科における政治や選挙の仕組みを具体的に学ぶ学習のみならず、各教科等にわたる主権者教育を通じて、国家及び社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力を家庭や地域との連携の中で育成する。

(ｲ)第６学年社会科「国の政治のしくみと選挙」の単元に主権者教育を位置付ける。

キ　デジタル・シティズンシップ教育の推進

(ｱ)「三鷹市デジタル・シティズンシップ育成指針」に基づいて、デジタル機器のよりよい使い手となるために、自分にとって価値のある使い方や気を付けることなどを大人と共に考え議論し、自ら実践できる力を育むデジタル・シティズンシップ教育を推進する。

(ｲ)情報モラルや情報セキュリティ、ネット依存への対策のため、特別の教科 道徳や学園・学校における熟議、活用型情報モラル教材「ＧＩＧＡワークブックとうきょう」の活用を確実に実施する。また、セーフティ教室や情報モラル教室において、「ＳＮＳ学校ルール」を徹底し、情報モラルとデジタルリテラシー（デジタル機器を適切に活用する力）を養う。さらに、「ＳＮＳ家庭ルール」の作成をとおして、保護者への意識啓発も図る。

(ｳ)１人１台の学習用タブレット端末等を活用し、発達段階に応じた試行錯誤に取り組む活動を各教科と関連させて行い、児童のプログラミング的思考の育成を図る。

(ｴ)１人１台の学習用タブレット端末をより良く活用するためのきまりを、児童会活動による児童が主体的に策定することで、その意義を理解し、自らきまりを守ろうとする意識の醸成につなげる。